

国立大学法人琉球大学企画経営戦略会議規則

平成18年12月6日
役員会決定

(趣旨・目的)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第21条第2項の規定に基づき、企画経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 戦略会議は、企画経営戦略に関する基本的な方針案や原案を策定し、本法人の多面的、総合的な発展に寄与することを目的とする。

(任務)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について、企画立案及び関係部局等との総合調整を行う。

- (1) 長期基本計画の策定（施設に関するものを含む。）に関すること。
- (2) 新たな教育研究組織の構築に向けた、全学的視点での組織見直しに関すること。
- (3) 中期目標・中期計画・年度計画の策定及び、各計画の具体的戦略立案と達成のための組織整備に関すること。
- (4) 財務・会計に係る重要事項に関すること。
- (5) その他企画経営戦略に関する重要事項

(組織)

第3条 戦略会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事又は副理事
- (3) 学長補佐
- (4) 学部長
- (5) 研究科長（学部長が兼務している研究科長を除く。）
- (6) 附属図書館長
- (7) 病院長
- (8) グローバル教育支援機構長
- (9) グローバル教育支援機構副機構長
- (10) 熱帯生物圏研究センター長
- (11) 地域連携推進機構長
- (12) 大学評価IRマネジメントセンター長
- (13) 研究推進機構長
- (14) 総合企画戦略部長
- (15) 総務部長
- (16) 財務部長
- (17) 学生部長

- (18) 施設運営部長
 - (19) 附属図書館事務部長
 - (20) 上原キャンパス事務部長
 - (21) その他学長が特に必要と認める者（外部委員含む。）
- 2 前項第21号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第21号の委員の任期は、学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(議長)

第4条 戦略会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、戦略会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、第3条第1項の各号に掲げる委員のうちから、議長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 戦略会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員の所属する部署に関する審議議決にあつては、当該委員を除き、議決を行うものとする。

(意見の聴取)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を戦略会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(企画経営戦略推進本部)

第7条 議長は、戦略会議の円滑な運営に資するため、企画経営戦略推進本部を設置し、本部長を兼ねる。

- 2 企画経営戦略推進本部の組織・運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、関係部課の協力を得て、総合企画戦略部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し、必要な事項は、戦略会議が別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、戦略会議の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成18年12月6日から施行する。

2 琉球大学将来構想委員会規則（平成14年4月16日制定）は、廃止する。

附 則（平成23年6月15日）

この規則は、平成23年6月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年10月16日）

この規則は、平成24年10月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年9月18日）

1 この規則は、平成25年9月18日から施行する。

2 国立大学法人琉球大学財務委員会規程（平成21年5月20日制定）は、廃止する。

附 則（平成26年8月28日）

この規則は、平成26年8月28日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年12月11日）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年7月11日）

この規則は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月15日）

この規則は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日）

この規則は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。